

土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル（受注者用）

令和8年4月

県土整備部

工事中の安全対策については、契約図書において、その建設工事等現場ごとに受注者が実施するものとして定めている。

このマニュアルは、建設工事等の事故発生時における、標準的な事務処理についてまとめたものである。

1. 報告対象

県土整備部関係機関が発注する工事及び委託業務の施工等において発生した、「すべての事故」を対象とする。

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

2. 用語の定義

事故の分類	事故の定義
工事関係者事故	工事作業場内及びその隣接区域（以下工事区域という）において、工事の施工に伴い当該工事に従事している工事作業員等の工事関係者に死傷者が生じた事故。
もらい事故	工事区域において、当該関係者以外の第三者の行為が起因して工事関係者に死傷者が生じた事故。
公衆損害事故	工事区域において、工事の施工に伴い通行人や周辺住民、架空線・標識等の当該工事に直接的な関係を有しない第三者又は第三者の財産に対して損害を発生させた事故。
工事作業場	工事の施工に当たり、資材置き場や機材、仮設事務所、休憩所の設置場所などを含め、周囲と明確な区分をもって作業に使用する区域。
隣接区域	適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。
工事関係者	受注者の現場従事職員のほか、受注者の指揮監督の下で当該工事の作業に従事する者。
輸送作業	受注者の指揮監督の下、当該工事に必要な資機材、残土等を運搬する作業。（通勤や会社から工事作業場までの移動は除く。）

3. 処理の流れ

事故が発生した場合は、次に示す「初動対応」、「応急対策」、「事後対策」の各段階に応じて適切に処理するものとする。

【初動対応】

- (1) 受注者は、工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に**通報（報告）**しなければならない。
- (2) 受注者は、随時、事故内容を「**事故報告（第〇報）**」等により監督員に**報告**しなければならない。
- (3) 受注者は、関係機関（警察・消防・労働基準監督署等）に必要な応じて**報告**すること。
- (4) 受注者は、事故に係る被害状況・原因等の情報収集に努め、報告内容に変更があった場合は遅滞なく監督員へ**報告**しなければならない。

【応急対策】

- (1) 事故の影響に対する危険回避措置
受注者は、発注者からの指示を受けた場合又は事故の重大性、緊急性等を勘案し、適切な措置を執らなければならない。
- (2) 死亡事故の場合の措置
現状保存対策等を実施するとともに、警察署等に協力しなければならない。

【事後対策】

- (1) 受注者は、発注者が指示する期日までに「**事故報告書**」【様式2】を提出しなければならない。
- (2) 建設工事事故データベースへの登録
受注者は、監督員から「**建設工事事故データベースシステム※注1（SAS）**」（以下、SASとする。）（<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>）への登録指示があった場合は登録を行うものとする。
- (3) 受注者は、事故発生後（原則1週間以内）に開催される「**事故調査委員会**」に参加しなければならない。

4. 報告様式

- ・事故が発生した場合の報告は、次の様式により行うものとする。

「事故報告（第〇報）」【様式1】

- (添付書類) ・位置図 ・平面図 ・横断図 ・現場写真
・施工体系図 ・安全訓練実施報告書 ・その他資料

「事故報告書」【様式2】

- (添付書類) I. 事実の確認シート II. 問題点の発生と原因分析シート

Ⅲ. 改善策 危険要因一覧 ・ その他資料

「受注者事故報告書」【SAS から出力】

注1) 国土交通省所管の事故防止対策等の資料等に利用する、全国レベルのデータベースシステム

※委託業務の場合は、「工事」を「業務」に、「施工」を「履行」に読み替えるものとする。
委託業務の報告書への添付書類は、施工体系図及び安全訓練実施報告書を対象外とする。